

八丈町農業委員会

第4回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成29年7月25日(火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：平成29年7月25日(火) 15:00～16:05

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	菊池 寛
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	沖山 宗春
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	青木 保憲
〃	3	浅沼 寛	〃	10	浅沼 大二郎
〃	4	浅沼 博之	〃	11	菊池 勝男
〃	5	菊池 國仁	〃	12	奥山 完己

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	奥山 利平	委員	6	笹本 守彦
〃	3	浅沼 隆章	〃	7	加藤 純生
〃	4	浅沼 孝教			
〃	5	菊池 睦男			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名 大澤 正雄

7. 会議録署名委員の指名：8番 沖山 宗春委員、9番 青木 保憲委員

8. 議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 5) 報告第3号 前回総会の経過

9. 出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、主査 佐々木 恒

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：12名

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第4回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが8番、9番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件の方に移って参ります。

議案第1号、「農地法第3条の規定の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

平成29年7月25日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1・農地の所在、●●●●・登記、畑・現況、畑・農振区分、農振外・面積449㎡

・合計筆数1筆となり、合計面積は449㎡となります。

・譲渡人、●●●●は自身が勤め人であり就農耕作できない状況であるため、農地を譲り渡す。

・譲受人、●●●●は申請地を購入し、農地として有効利用する。

・作付予定作物は、イモ類の耕作を計画されておられます。

売買価格ですが、北東に隣接する極小三角地の宅地と組み合わせて●●●●円とのお話です。2筆合計面積は約500㎡で純粋な農地売買とは異なる点、譲渡人と譲受人が親族関係にあると伺っており、あまり参考にはならないかと思われませんが、500㎡を割り返すと1㎡あたり●●●●円ということになります。

番号2・農地の所在、●●●●・登記、畑・現況、畑・農振区分、農振外

・面積369㎡合計筆数1筆となり合計面積は369㎡となります。

・譲渡人、●●●●は高齢により自身での経営規模を縮小するため為、農地を譲受人へ譲り渡す。

・譲受人、●●●●は申請地を購入し、新規就農者として有効利用する。

・作付予定作物は、ストレッチアの耕作を計画されておられます。

番号3・農地の所在、●●●●・登記、畑・現況、畑・農振区分、農用内・面積1,192㎡
合計筆数1筆となり合計面積は1,192㎡となります。

・譲渡人、●●●●は経営規模を縮小していきたいため、農地を譲受人に売り渡す。

・譲受人、●●●●は申請地を購入し、農地として有効利用する。

・作付予定作物は、サトイモ サツマイモの耕作を計画されておられます
続きまして、申請地の説明に移ってまいります。

図面は島全体図、それぞれの農地の対象地広域図、対象地拡大図を資料として綴っております。まずは番号1農地の所在・順路のご説明をいたしますので対象地域広域図をご覧ください。

【番号1 申請地説明】

続きまして番号2農地所についてご説明移してまいります。対象地広域図をご覧ください。

【番号2 申請地説明】

続きまして番号3農地についてご説明移してまいります。これまた対象地広域図をご覧ください。

【番号3 申請地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の譲受人、●●●●さんについては、夫と共に農業を行う計画となっており、従事日数要件もクリアしておりますので、全部効率利用・常時従事については、問題ありません。

下限面積については、1月の3条許可後、累計で経営面積45.74アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和につきましては、周囲の方並びに親族の土地が一体周囲に隣接しておりますので、その区域に調和した農業をやっていきたいということです。

番号2の譲受人●●●●さんについては、息子さんと共に農業を行う計画となっており、従事日数要件は計画的にはクリアしております、また全部効率利用につきましては譲渡人である母親から、現状植えられているストレッチアの耕作ノウハウを習得され、今回取得予定地を整備し直されるとのことですので、条件は満たされるものと捉えております。

下限面積については、面積として今回取得予定の3アールにて1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和につきましては、周囲の方並びに譲渡人である母親から技術を引き継ぎ、区域に調和した農業をやっていきたいということです。

番号3の譲受人、●●●●さんについては全部効率利用に関しまして、作付予定作物として、従前譲渡人の耕作されていたイモ類を引き継いで、耕作を続けていく意向を伺っております。つきましては、その現状から全部利用効率も満たされるものと見込んでおります。常時従事に関しましては、譲受人は、会社経営されておられる方ですが、当人は会社に留まらず、坂上地域各所で開墾・農道整備などの作業を行っており、年間就農日数上、雇用者も抱えているため問題無いものと思われま

下限面積については、経営面積として今回取得予定の面積を含め 109.61 アールのため、1 アールを超えているため問題ありません。

最後に地域との調和については、周囲の方と話をし、調和した農業をやっていききたいということです。

議長 説明が終わりました。それでは、はじめに番号 1 農地について地区推進委員から意見を伺いたいと思います。3 番推進委員お願いします。

推進委員 3 番 先ほど説明がありましたとおり、整地されている状況ではありますが、砂利が多い状態のため、耕作にあたっては客土を必要とする土地かと思われます。隣接する畑でもイモの栽培が行われていることから環境的には問題ないものと見込んでおります。

議長 はい。それでは農業委員からの意見を伺いたいと思います。4 番委員お願いします。

農業委員 4 番 譲受人と譲渡人はご兄弟でして、年の初めには別の譲渡人であるご兄弟からも譲受人は農地を譲り受けておられ、農業経営規模拡大を目指しておられるとのことなので、許可することに問題ないものと思っております。

議長 はい。つづきまして、番号 2 農地についてまずは地区推進委員から意見を伺いたいと思います。5 番推進委員お願いします。

推進委員 5 番 本人とお話しする機会がございましたので、就農についての意向を伺ったところ、譲受人は現在息子さんと漁業を主に従事しておられますが、家庭菜園も並行して手掛けているとの話を伺っております。今後農業にも力を入れ、露地野菜の栽培出荷と事業拡大しつつ、息子とともに認定農業者を目指していきたいとのことですので、事務局の方で認定農業者になるための相談に応じていただくようお願いいたします。対象農地については、耕作物を引き継ぐ予定とのことですが、将来的にこの土地は道路拡張にかかってくる土地になるものと見込まれるため、いずれは相続していく土地へストレッチャを植え直していくとの計画をお持ちのようです。

補足の事情を説明させていただきましたが、所有権移転することに問題はないものと考えております。

議長 はい。では、地区農業委員 6 番から意見を伺いたいと思います。6 番委員お願いします。

農業委員 6 番 譲受人と譲渡人は親子間とのことで、本件を許可することになにも問題ないものと思っております。

議長 つづきまして、番号 3 農地について意見を伺って参ります。まずは地区推進委員から意見を伺いたいと思います。6 番推進委員お願いします。

推進委員 6 番 譲受人はイモ類の栽培に力を注がれており、現状でも大量に生産しておられます。十分な機材を保有されておられる方ですので、所有権移転し耕作引き継がれることになんの異論もありません。

議長 はい。地区農業委員 1 番から意見を伺いたいと思います。1 番委員お願いします。

農業委員 1 番 隣接地に譲受人の現況耕作地が存在し、対象地も耕作されている状況にあるため、この農地を取得されるのは有意義かと思われます。許可することに問題ありません。

議長 はい。では一通り出揃いましたが、ほかになにかご意見や説明等ございますか。

…ご意見なければ議案第 1 号を許可することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することに決しました。

議長 つづきまして、議案第 2 号へ移ります「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 はい。議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

平成 29 年 7 月 25 日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1 案件の 2 筆に関しましては 利用権設定する方、受ける方、同一の方のため、利用権を設定する農用地合計面積まで読み上げた後、内容、利用権を設定する者、設定を受ける者の順に読み上げてまいります。

番号 1 ・農地の所在、●●●●・登記、宅地・現況、畑・農振区分、農振外

・面積 865 m²、

・農地の所在、●●●●・登記、山林・現況、畑・農振区分、農振外

・面積 2,906 m²の内 200 m²

樫立 2123 番地の設定する面積につきましては筆全面ではなく、その一部の利用計画となっておりますがその詳細な区画の説明は後ほどの順路説明の際、改めて詳細説明させていただきます。

合計筆数 2 筆となり合計面積は 1,065 m²となります。

内容といたしましては新規での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的はロベレニー畑との計画です。

設定期間は平成 29 年 8 月 1 日から 15 年間の設定ですので満了日は平成 44 年 7 月 31 日

となります。年間賃借料は無償となっております。

続きましては、対象農地の説明に移ってまいります。

…【対象地所在説明】…

最後に許可要件等につきましてご説明いたします。

全部効率利用に関しましては現状もロベレニーが植えられておりますので、ネットは張られますが、耕作物の植え替え等は当然にありませんので、その耕作されている現状から全部利用効率も満たされるものと見込んでおります。また常時従事に関しましては、民間農業振興自主グループの現代表の方でもありますので、基準 150 日以上の就農は問題無いものと見込んでおります。事務局からの説明は以上です。

議長 説明が終わりました。本件の承認を審議する前に、本件に関わる者の親族にあたる委員は一時退出をお願いします。

…【委員 1 名退出】…

議長 それでは、改めまして地区推進委員 6 番から意見を伺いたいと思います。6 番推進委員をお願いします。

推進委員 6 番 利用権設定に全く問題ありません。どうぞよろしくをお願いします。

議長 はい。それでは農業委員からの意見を伺いたいと思います。2 番委員をお願いします。

農業委員 2 番 本件 2 筆の内、道路に面する 1 筆の一部に関しましては、これまで設定を受ける方のご兄弟の方が利用されていたとのことですが、敷地の奥の方ではきれいなロベレニーが植えられております。

ネットをかけて、より品質のよいロベレニーの栽培をされたいとのことで、本件承認することはロベレニー農家にとって、大変有意義かと思われます。ご承認をよろしくをお願いします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございますか。

議長 ご意見なければ議案第 2 号を承認することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については承認と決しました。退出いただいた委員に自席に戻っていただくよう、事務局はお連れ願います

…【退出委員 1 名自席着席】…

議長 続きまして、報告第3号の前回総会の経過でございますが、皆様に配布された資料のとおりとなっておりますので、各自ご確認願います。